明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令（経済産業二三）　一
〔告　示〕
○経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件（経済産業八〇）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について（農林水産省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、特定計量器型式承認関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○経済産業省令第二十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査事項） **第六条**　企業活動基本調査は、次の各号に掲げる事項について行う。 一　企業の名称、所在地及び法人番号 二～十四　［略］	（調査事項） **第六条**　企業活動基本調査は、次の各号に掲げる事項について行う。 一　企業の名称及び所在地 二～十四　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月十二日から施行する。